

令和3年第1回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年1月22日（金）
開会 15時35分 閉会 16時28分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 米倉 ゆかり 委 員 岩佐 礼子
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
- 4 事務局
教育部長 渡邊 和彦
次長兼教育総務課長（以下、「教総課長」という。）坪矢 一義
学校教育課長（以下、「学教課長」という。）石井 睦基
社会教育課長（以下、「社教課長」という。）淡居 宗則
体育保健課長（以下、「体保課長」という。）佐藤 好昭
文化芸術交流課長（以下、「文芸課長」という。）首藤 武功
文化芸術交流課総括主幹（以下、「文芸総括」）野々下 留美
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 1名

開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和3年第1回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の第12回佐伯市教育委員会の会議録の承認を米倉委員お願いいたします。
（会議録に署名）

教育長の報告

- ・コロナウイルス感染者（副市長）の経過について
- ・大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定に伴う対応について

- ・制服の選定について（L G B T）

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は 16 時 30 分を予定しています。よろしくお願いします。

議 事

教育長 はじめに、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により公開となります。

【議 案】

議案第 1 号 令和 3 年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について
・佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

教育長 それでは、議案第 1 号「令和 3 年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について」の「佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を提案しますので、石井学校教育課長から説明いたします。

学教課長 資料 1 ページをご覧ください。別紙議案に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員の皆様の意見を求めます。理由は、令和 3 年第 2 回佐伯市議会定例会に本議案を提出するためです。続いて 2 ページをご覧ください。この議案は、「佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」です。佐伯市特別職の職員で非常勤である、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、幼稚園医、幼稚園歯科医、幼稚園薬剤師の報酬の額を改正するものです。学校医等の報酬は、3 年に 1 度佐伯市医師会、佐伯市歯科医師会、佐伯市薬剤師会の 3 師会と県内全市の報酬額と情勢を参考に協議を行い、報酬の改正を行っています。内容については、3 ページからの新旧対照表に記載していますので、5 ページをお開きください。「学校医及び学校歯科医」の項中、年額「77,000 円」を「79,000 円」に改め、同表学校薬剤師の項中、年額「39,000 円」を「41,000 円」に改め、同表幼稚園医及び幼稚園歯科医の項中、年額「58,000 円」を「60,000 円」に改め、同表幼稚園薬剤師の項中、年額「25,000 円」を「27,000 円」に改める。としています。学校医等の報酬額については、平成 27 年及び平成 30 年の見直しにおいては、県内の他市との均衡を図る観点から、県内の各市町村の報酬の平均額を求め、その額を千円単位に切り上げた額を本市の報酬額としていました。今回の学校医等の報酬額の見直しにおいても、これまでと同様に県内の各市町村の報酬の平均額を求め、その額

を千円単位に切り上げた額、結果としてプラス 2,000 円となっていますが、これを本市の報酬額として設定することとしたいと考えています。なお、幼稚園医及び幼稚園歯科医の報酬額については、園児数が本市と同程度の市（中津市、豊後高田市及び由布市）及びその他の市（臼杵市及び宇佐市）の報酬額が 6 万円と定められているも踏まえ、6 万円という今額設定となっています。この改正による報酬額の予算額は、前年度比で 254,000 円の増額となります。以上で議案第 1 号佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

岩佐委員 学校医、学校歯科医、薬剤師の方は年に何回、どのような仕事をされるのですか。

学教課長 基本的には定期健康診断で、学校へ来ていただいて子どもたちの診断をしていただきます。それ以外にはインフルエンザの流行や、感染症の対応等があるときは学校医が相談に応じてくれます。

教育長 他にございませんか。

教育長 なければ、議案第 1 号の承認についてお諮りいたします。議案第 1 号について、承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 議案第 1 号については、提案どおり承認します。

議案第 2 号 佐伯市学校給食センター統合計画の策定について

教育長 それでは、議案第 2 号「佐伯市学校給食センター統合計画の策定について」提案しますので、佐藤体育保健課長から説明いたします。

体保課長 議案第 2 号佐伯市学校給食センター統合計画の策定について、資料 7 ページをご覧ください。この議案は、先月の教育委員会でその他報告事項として報告したものでありますので詳しい説明は省略させていただきます。この統合計画は、安全で安心な給食を効率的に提供することを目的としております。まず第 1 に令和 3 年 4 月から令和 5 年 3 月までに築年数が 25 年を超える老朽化した施設を統合するということで、具体的には令和 3 年度に蒲江学校給食センターをさいき学校給食センターへ統合します。続きまして、令和 4 年度に堅田学校給食センターをさいき学校給食センターへ統合します。同じく令和 4 年度に西幡学校給食センター

を弥生学校給食センターへ統合するという計画になっております。なお、18日に蒲江学校給食センターの運営委員会にこの内容を諮りましたが特に異議はありませんでした。以上で議案第2号についての説明を終わります。

教育長 　　ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 　　なければ、議案第2号の承認についてお諮りいたします。議案第2号について、承認してもよろしいですか。

各委員 　　（全委員から「はい」との同意あり）

教育長 　　議案第2号については、提案どおり承認します。

議案第3号 佐伯市文化芸術振興計画に対する教育委員会の意見について

教育長 　　それでは、議案第3号「佐伯市文化芸術振興計画に対する教育委員会の意見について」提案しますので、文化芸術交流課長から説明いたします。

文芸課長 　　文化芸術交流課の課長の首藤でございます。この度の佐伯市文化芸術振興計画の策定にあたりまして、教育委員会の皆様には、国の文化芸術基本法第7条の2に定められておりますとおり、本計画への意見を聴かせていただきたく、貴重なお時間をいただきたいと思います。どうかよろしく申し上げます。なお、本計画の内容につきましては、昨年まで教育委員会の所管でありました文化芸術の振興を、昨年の4月から市長部局に新たな「文化芸術交流課」が創設され、その想いを引き継ぎながら、文化芸術の力であらたなまちづくりへ向かっていくものであります。教育行政と文化芸術の振興は、きつても切り離せない重要な関係性でもあります。それでは計画の担当から、説明をさせていただきますので、どうかよろしく申し上げます。

文芸総括 　　文化芸術交流課の野々下です。よろしく申し上げます。先ほど当課の首藤課長が申し上げましたが、文化芸術の振興と教育は相互にその効果を成していくもの思っております。また、本計画は「佐伯市文化芸術交流のまちづくり計画」という名前のおり、これからの佐伯市の文化芸術はあらゆる人や団体、地域、そして産業や観光、教育や福祉といった様々な分野と有機的につながり文化芸術の力で、まちをつくっていきましょうという計画です。この計画を策定するにあたり、私どもは様々な文化芸術に関わる有識者や一般公募からなる「策定員会」や、若者の新しい発想を取り入れる「高校生ワーキング会議」のほか、市役所では「庁内検討部会」を設け計画策定に向かいました。策定委員会等の名簿は冊子の35ページに記載しております。　なお、佐伯市の文化芸術の課題の発見には欠かせない市民

の意識調査として、市民アンケートのほか、団アンケート、施設アンケート、そして教育委員会にご協力をいただきました子どもアンケートは小学5年生を対象に取らせていただきました。その概略は冊子の10ページから18ページに掲載しており、課題の掘り起こしにつきましては19ページをご覧ください。

＝19ページの課題を説明＝

続きまして、基本理念について、20ページをご覧ください。「あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、持続可能なまちの創生と共生社会を実現する佐伯市」としました。文化芸術は楽しいものではなくてはならない。それと同時に困難な時期、例えば現在、私たちの目の前に現れた新型コロナウイルスという感染症の中での暮らしをどう乗り越えるかのひとつに文化芸術がある。そして、それは年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、あらゆる人々が文化芸術を享受できる社会をつくっていこうという理念です。さらに、文化芸術が今後より持続可能なものであるためには、経済とのかかわりが必要であること。近年エス・ディー・ジーズの考え方がよく取り上げられますが、まさにこの考え方を踏まえ文化芸術の日を絶やさぬよう、次の世代に伝えていきたいと考えています。なお、計画の内容は非常にボリュームの多いものでありますので、この基本となる考え方を図で表したものがあります。23ページをご覧ください。先ほどの基本理念、そして目指す将来像、基本目標と続いています。これらは、計画策定委員会の中で、委員のみなさんの意見や高校生の声そして11月1日にこの文化芸術振興計画の策定に向かって文化芸術フォーラムを開催いたしました。教育委員会の皆さまにも貴重なお時間をいただき、御聴講等いただきました。その中で様々な刺激や未来をつくる言葉をたくさんいただきました。その想いを計画に載せながら具体的な施策の方向と取組を考えています。

＝23ページの施策体系図を説明＝

なお、最後になりましたが、私どもはこの計画が単なる行政の刊行物ではなく、市民のみなさんに読み物としても楽しめるものをと考えて作ってきました。夢のある新たな事業もたくさん出てきますが何よりこのまちを市民の手で彩っていただける心を響き合わせることでできるそんな取組を行いたいと思います。以上で議案第3号佐伯市文化芸術振興計画に対する意見についての説明を終わります。教育委員会の皆さまには御意見をいただければと思います。どうか宜しくお願いします。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

平井委員 三余館の今後の利用計画があれば教えてください。

文芸課長 24ページをご覧ください。三余館は今年の3月末日をもって閉館いたします。今後の活用については、計画策定の委員会の中でも話題に挙がっております。その中で、美術品展示機能、美術や歴史教育等の普及にも活用できる施設として位

置付け、造形芸術を主体とした活動、展示、交流の拠点として、さいき城山桜ホール、佐伯市歴史資料館と連携を図れる建物への利活用を検討していきます。

平井委員 閉校している学校の活用は考えていませんか。

教総課長 統廃合により閉校になった学校がありますが、耐震性のある校舎等につきましては、多方面で活用するという事で所管を教育委員会から行政マネジメント課へ移しております。教育委員会が所管している校舎等は、どちらかと言えば今後、活用が見込めず老朽化した施設になっております。活用できる校舎等につきましては、文化的な分野の活用だけではなく、企業誘致を行い、企業に活用してもらうなど、色々な面で活用できるように進めている状況です。

平井委員 桜ホールなどの主要な施設にこだわっている感じがします。例えば校舎を水族館にするなど、柔軟な考え方があっても良いのではと感じています。

文芸総括 桜ホールや三余館の利活用のみではなく、現在、佐伯市では市街地活性化ブランドデザインがありまして、空き店舗や使わなくなった施設を利用し、まちづくりを行っていかうと考えております。校舎等の利用についても、ご意見として参考にさせていただきます。

小寺委員 日頃、私がこの佐伯市で子育てを行う中で感じることやミュージカルの子どもたちに向ける市民の方の感じ方など、希望を残してくれる活動に期待している部分があります。今、佐伯市の全体的な課題として、人口の減少や財政の厳しい中で国からの補助もあって今回、桜ホールが誕生したことと思いますが、そういった場所も踏まえて、例えば子どもたちが、もちろん基本のステージは桜ホールでされていくと思いますが、子どもたちのこれからの感性を育てていかうと、今回の計画の中には一番底にその目的と希望が入っていると思います。佐伯市は自然豊かなところで、山間部もあれば海もあり川もあって、そこに住む人の生活も全然違います。海の方と一緒に過ごしてみると、魚を釣ったらその場で頭を落とし調理して家に持って帰る、また、その残りを肥料にしたり、海に戻したりと、そういった海の方の生活を色々な体験の中で子どもは何かを感じながら、また、大人は体験したことのないそういった生活を見ることでわくわくしたり、今まで知らなかったことを知れる喜びとか生きがいというところに結び付くと思います。そういったときに子どもは園舎の中で、その箱の中で教育される、そして園舎をどこは残してどこはなくしていかうという議論はどうしても財政的の部分と建物の環境で考えると、その施策は会議をするとそうなるのも普通のことだと思います。外を一步、歩いてみるとステージは色々あり、例えば果樹園であってもいいと思うんですね、「このミカンおいしそうだよ」と一つの台詞の中に例えば子どもがそれを体験していたら、その時にありがたいようだったり、色々な感動がきっと舞台の上や、またそれが友達と一緒にだとそこを共感してまた舞台を本

物に作り上げていけるとと思います。私も1次産業のそういう果樹園を営まれている方のお話を伺うと、JAの規格に通るものは出荷できますが、そうでないものは配ることで、経済面で考えるとお金にならないんですが、その代わりに何か違うものでお返しが出来たとか、色々と人の繋がりや媒体にそういった1次産業のものもあり、子どもにとってはいい体験、そしておじいちゃんたちにとっては手伝ってくれてありがたいって思える人のコミュニティが必要で、やっぱりチャンスは転がっていると思います。なので、先ほどの空き校舎の活用も色々あると思いますがステージはどこにでも実は転がっていて、それを繋いでいく方がコーディネーターの方を、今後こういった方がコーディネーターの核としてその地域、その地域のやっぱり郷土愛の強い方がいらっしゃると思うんですけど、そういった方を見つけていく作業とかそういったところで多分、今回のきめ細かな、なにかあったかい、そして例えば、耳の不自由な方とかもアートに触れ、おしゃべりな補聴器を子どもとデザインしてみるとか、色々ユニバーサルデザインの生活を佐伯の一つのある意味教育と言えど教育だと思いますし、文化と言えど文化だと思いますのでちょっと流動性を持たせて3世代のみんなが生きがいと喜びにつながるような計画がこれから増えればよいと思いました。

文芸総括 ありがとうございます。まち全体をステージとして果樹園や次世代のコミュニティだとか、そしてあらゆる屋外の人たちとの交流によって子どもたちを育てていくまちを作って行きたいと思います。

教育長 他にございませんか。

教育長 なければ、議案第3号の承認についてお諮りいたします。議案第3号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第3号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- ・佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書(案)について
- ・次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項ですが、最後にその他、何かございますか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第1回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16時28分